

鹿沼市消防団組織再編計画



鹿 沼 市
平成 2 8 年 3 月

目 次

ページ

第1章 基本的事項

第1節 策定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・	1
第2節 計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・	2
第3節 計画の期間	・ ・ ・ ・ ・	2

第2章 消防団の現状

第1節 消防団の組織	・ ・ ・ ・ ・	3
第2節 消防団員数	・ ・ ・ ・ ・	6
第3節 消防団施設	・ ・ ・ ・ ・	7
第4節 消防団組織の課題	・ ・ ・ ・ ・	10

第3章 消防団の組織再編

第1節 基本的な方針	・ ・ ・ ・ ・	11
第2節 消防団の組織再編	・ ・ ・ ・ ・	12
第3節 消防団員数	・ ・ ・ ・ ・	12
第4節 消防団施設の整備	・ ・ ・ ・ ・	14
第5節 その他の対策	・ ・ ・ ・ ・	15

第1章 基本的事項

第1節 策定の趣旨

本市消防団は、地域防災の中核として積極的に活動していますが、社会情勢や住民意識の変化等に伴って消防団員を確保することは困難になっております。また、第6次鹿沼市総合計画では、少子高齢化の進展等による人口減少が示されており、限られた資源の中で充実強化を進める必要があります。

国では、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、地域防災における消防団の重要性とその充実強化が示されました。

本市では、消防団の充実強化の基本的方針となる「鹿沼市消防団充実強化ビジョン」を平成25年3月に策定し、充実強化に向けた施策として組織再編の方向性を示したところです。

地域防災にとって欠かすことのない存在である消防団を将来に渡り維持していくとともに、消防団員が活動しやすい体制作りと組織の強化を進めていくために、新たに「鹿沼市消防団組織再編計画」を策定します。



(出典：鹿沼市消防団充実強化ビジョン)

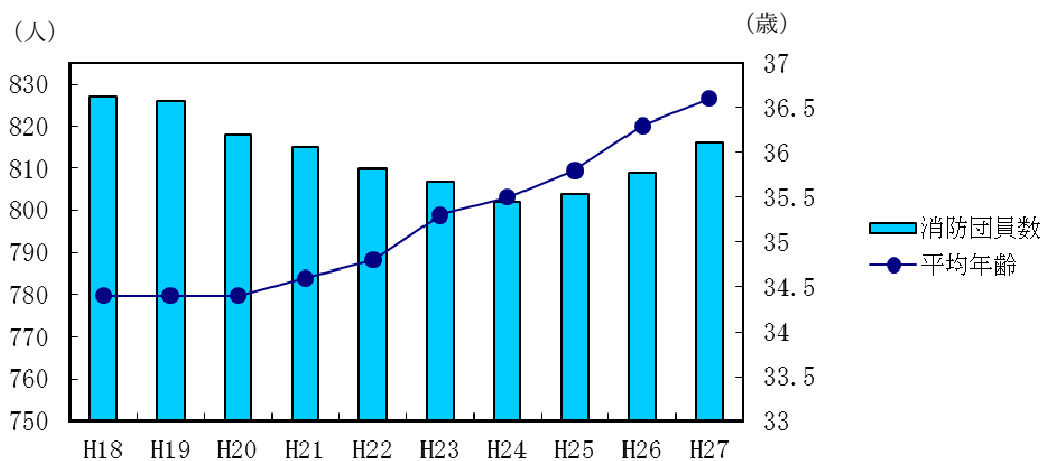
第2節 計画の位置づけ

本計画は、第6次鹿沼市総合計画の単位施策である「消防団活動の推進」の基本的な方針を示した「鹿沼市消防団充実強化ビジョン」の個別計画とし、ビジョンに掲げられた「消防団組織の充実と再編」を実現するための計画とします。

第3節 計画の期間

本計画は、消防団充実強化ビジョンの目標年次である平成33年（2021）度を第1期の計画期間とします。なお、消防団施設の整備等には相当の期間を要すると想定されるため、必要に応じて期間を延長するものとし、社会情勢の変化等を見極めながら、必要に応じた見直しを行うものとします。

消防団員数と平均年齢の推移



鹿沼市の人口と世帯数の推移

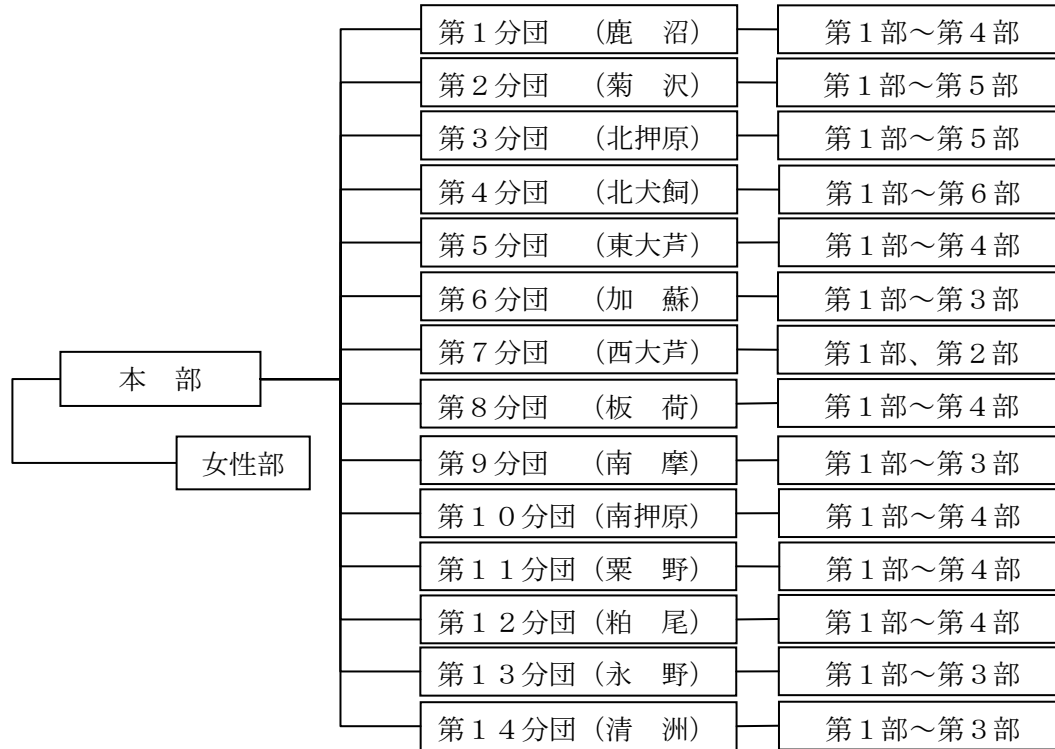
区 分	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 8	H 3 3
総人口	101,097	104,019	104,764	104,148	102,348	100,100	97,000
年少人口	19,800	17,999	16,607	15,024	13,698	12,010	10,770
生産年齢人口	67,122	68,783	68,338	67,206	63,593	60,360	56,460
老年人口	14,168	17,237	19,745	21,890	23,466	27,730	29,770
世帯数	27,886	30,571	32,291	33,837	34,999	36,670	37,450

※年少は14歳以下、生産年齢は15歳以上64歳以下、老年は65歳以上を言います。

(出典：第6次鹿沼市総合計画)

第2章 消防団の現状

第1節 消防団の組織



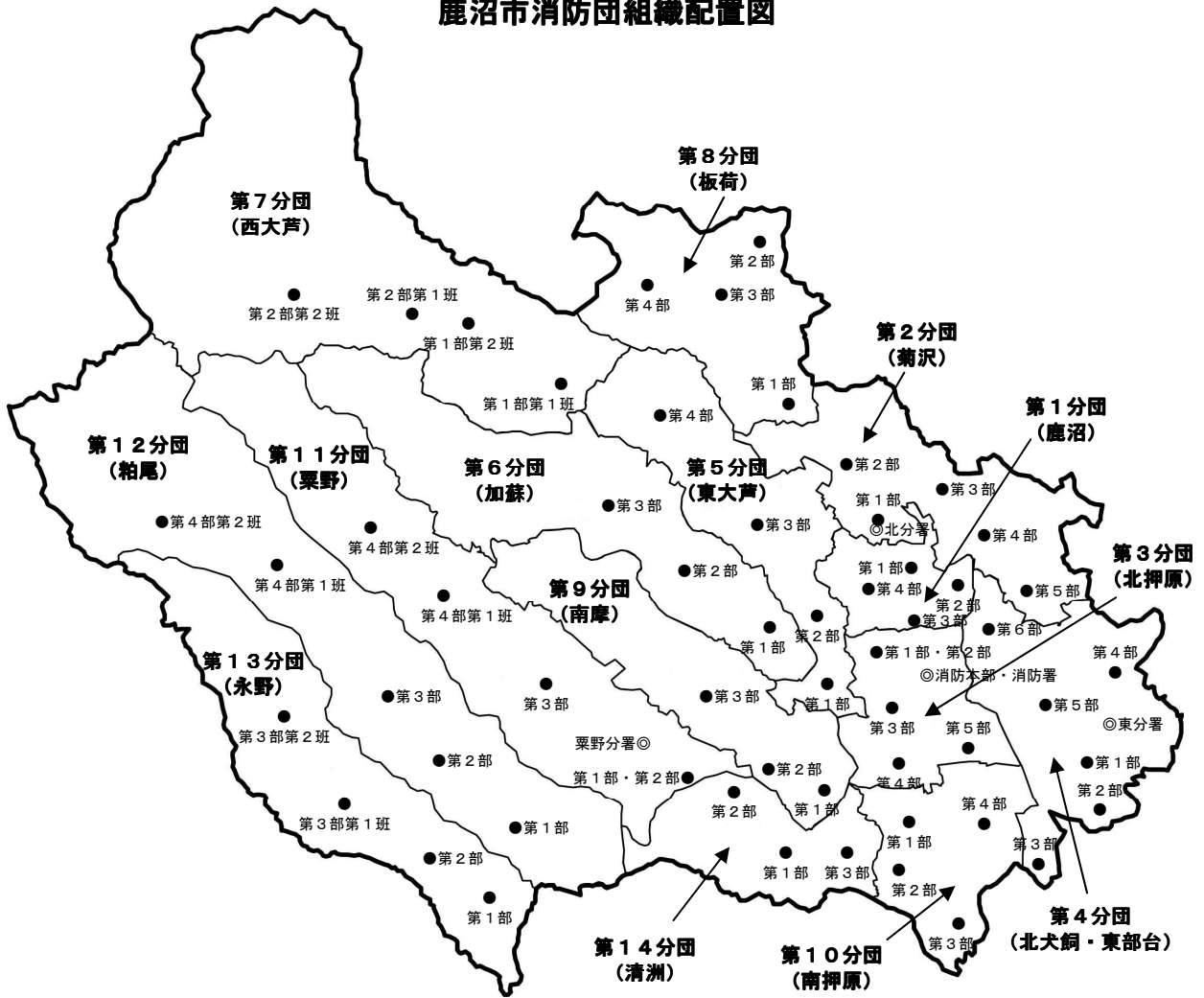
※ () 内は、管轄地区。北犬飼は東部台地区を含みます。

分団	部班名	位置	管轄区域
本 部	—	上殿町	市内全域
	女性部	上殿町	市内全域
第1分団 (鹿 沼)	第1部	戸張町	御成橋町1・2丁目、泉町、睦町、戸張町、千手町、上木材町、天神町、文化橋町、上田町、坂田山1・2・3・4丁目
	第2部	上野町	上野町、府所町、府中町、府所本町、貝島町
	第3部	万町	下材木町、寺町、蓬莱町、鳥居跡町、万町、朝日町、末広町、東末広町、中田町、下田町1・2丁目
	第4部	西鹿沼町	久保町、銀座1・2丁目、今宮町、仲町、麻苧町、石橋町、下横町、三幸町、西鹿沼町、日吉町、花岡町

分団	部班名	位置	管轄区域
第2分団 (菊 沢)	第1部	玉田町	玉田町
	第2部	見野	見野、下遠部、富岡
	第3部	武子	武子、古賀志町
	第4部	仁神堂町	下武子町、高谷、仁神堂町、栃窪
	第5部	千渡	千渡
第3分団 (北押原)	第1部	村井町	村井町
	第2部	村井町	上殿町
	第3部	縦山町	縦山町、日光奈良部町
	第4部	塩山町	塩山町、奈佐原町
	第5部	下奈良部町	下奈良部町、上奈良部町、みなみ町
第4分団 (北犬飼・ 東部台)	第1部	上石川	上石川、流通センター
	第2部	下石川	下石川
	第3部	池ノ森	池ノ森
	第4部	深津	白桑田、深津、さつき町、松原1・2・3・4丁目
	第5部	茂呂	茂呂
	第6部	栄町1丁目	東町1・2・3丁目、晃望台、幸町1・2丁目、緑町1・2・3丁目、西茂呂1・2・3・4丁目、栄町1・2・3丁目
第5分団 (東大芦)	第1部	酒野谷	酒野谷、下日向
	第2部	上日向	上日向、深岩
	第3部	下沢	笹原田、下沢
	第4部	引田	引田
第6分団 (加 蘇)	第1部	加園	野尻、加園の一部
	第2部	加園	加園の一部
	第3部	上久我	下久我、上久我
第7分団 (西大芦)	第1部第1班	上大久保	下大久保、上大久保、草久の一部
	第1部第2班	草久	下大久保、上大久保、草久の一部
	第2部第1班	草久	草久の一部
	第2部第2班	草久	草久の一部
第8分団 (板 荷)	第1部	板荷	板荷の一部
	第2部	板荷	板荷の一部

分団	部班名	位置	管轄区域
第8分団 (板 荷)	第3部	板荷	板荷の一部
	第4部	板荷	板荷の一部
第9分団 (南 摩)	第1部	油田町	佐目町、油田町、下南摩町
	第2部	西沢町	西沢町
	第3部	上南摩町	上南摩町、旭が丘
第10分団 (南押原)	第1部	楡木町	楡木町
	第2部	磯町	磯町、野沢町
	第3部	北赤塚町	亀和田町、北赤塚町
	第4部	藤江町	藤江町、南上野町、大和田町
第11分団 (粟 野)	第1部	口栗野	口栗野、柏木
	第2部	口栗野	口栗野、柏木
	第3部	中栗野	中栗野
	第4部第1班	入栗野	入栗野の一部
	第4部第2班	入栗野	入栗野の一部
第12分団 (粕 尾)	第1部	下粕尾	下粕尾
	第2部	中粕尾	中粕尾の一部
	第3部	中粕尾	中粕尾の一部
	第4部第1班	上粕尾	中粕尾の一部、上粕尾の一部
	第4部第2班	上粕尾	上粕尾の一部
第13分団 (永 野)	第1部	下永野	下永野
	第2部	上永野	上永野の一部
	第3部第1班	上永野	上永野の一部
	第3部第2班	上永野	上永野の一部
第14分団 (清 州)	第1部	深程	深程
	第2部	久野	久野
	第3部	北半田	北半田

鹿沼市消防団組織配置図



第2節 消防団員数

(平成27年4月1日現在)

区分	定数	実員数	充足率(%)	平均年齢	管轄人口等		団員1人当り	
					人口	世帯数	人口	世帯数
本部	19	21	110.5	42.4	—	—	—	—
第1分団	54	49	90.7	40.7	23,780	9,468	485	193
第2分団	67	66	98.5	33.5	13,999	4,772	212	72
第3分団	67	68	101.5	31.4	11,338	3,967	167	58
第4分団	75	77	102.7	36.1	26,121	9,680	339	126
第5分団	56	55	98.2	33.3	3,115	1,002	57	18
第6分団	48	45	93.8	37.5	1,996	682	44	15
第7分団	50	46	92.0	37.6	878	334	19	7
第8分団	54	52	96.3	38.6	1,841	649	35	12

区 分	定数	実員 数	充足 率(%)	平均 年齢	管轄人口等		団員 1 人当り	
					人口	世帯数	人口	世帯数
第9分団	48	47	97.9	33.1	3,171	1,109	67	24
第10分団	56	56	100.0	34.8	4,221	1,446	75	26
第11分団	66	63	95.5	40.6	3,156	1,071	50	17
第12分団	67	64	95.5	37.7	1,503	518	23	8
第13分団	54	53	98.1	38.0	1,221	431	23	8
第14分団	54	54	100.0	39.5	2,669	856	49	16
計	835	816	97.7	36.6	99,009	35,985	121	44

第3節 消防団施設

(平成28年3月31日現在)

分 団	部班名	車両種別	経過 年数	車庫形状	経過 年数	待機 所	駐車 場	乾燥 塔
本 部	女性部	活動車	1年	—	—	—	—	—
	第1部	ポンプ車	10年	鉄骨造一部木造2階建	21年	○	○	△
第 1 分 団	第2部	ポンプ車	22年	鉄骨造一部木造2階建	3年	○	○	○
	第3部	ポンプ車	21年	ブロック造	29年			
	第4部	ポンプ車	8年	鉄骨造一部木造2階建	8年	○	○	○
	第1部	ポンプ車	21年	鉄骨造一部木造2階建	18年	○	○	△
第 2 分 団	第2部	積載車	1年	ブロック造	40年		○	△
	第3部	搬送車	19年	ブロック造	29年		○	△
	第4部	ポンプ車	3年	鉄骨造一部木造2階建	5年	○	○	○
	第5部	ポンプ車	19年	鉄骨造一部木造2階建	19年	○	○	△
	第1部	搬送車	22年	軽量鉄骨造平屋建	2年	○	○	○
第2部	ポンプ車	0年						
第 3 分 団	第3部	ポンプ車	8年	鉄骨造一部木造2階建	23年	○	○	△
	第4部	積載車	18年	ブロック造	37年		○	△
	第5部	積載車	10年	鉄骨造一部木造2階建	13年	○	○	△
	第1部	ポンプ車	16年	ブロック造	32年	△		△
	第2部	搬送車	22年	ブロック造	33年	△	○	△
第 4 分 団	第3部	積載車	19年	ブロック造	34年	△		△
	第4部	ポンプ車	3年	鉄骨造一部木造2階建	25年	○		△
	第5部	積載車	21年	ブロック造	36年	△		△
	第6部	ポンプ車	20年	鉄骨造一部木造2階建	20年	○	○	△

分団	部班名	車両種別	経過年数	車庫形状	経過年数	待機所	駐車場	乾燥塔
第5分団	第1部	ポンプ車	16年	ブロック造	37年		○	△
	第2部	ポンプ車	9年	鉄骨造一部木造2階建	18年	○	○	△
	第3部	積載車	17年	ブロック造	32年		○	△
	第4部	搬送車	20年	ブロック造	34年		○	△
第6分団	第1部	ポンプ車	19年	鉄骨造一部木造2階建	10年	○	○	○
	第2部	搬送車	2年	プレハブ造	17年		○	○
	第3部	ポンプ車	18年	鉄骨造一部木造2階建	22年	○	○	△
第7分団	第1部第1班	積載車	15年	ブロック造	30年			△
	第1部第2班	ポンプ車	2年	鉄骨造一部木造2階建	15年	○	○	○
	第2部第1班	搬送車	17年	ブロック造	30年			△
	第2部第2班	搬送車	15年	ブロック造	35年			△
第8分団	第1部	積載車	8年	鉄骨造一部木造2階建	17年	○	○	△
	第2部	搬送車	23年	ブロック造	36年		○	△
	第3部	ポンプ車	18年	ブロック造	31年		○	△
	第4部	積載車	16年	ブロック造	31年			△
第9分団	第1部	ポンプ車	9年	鉄骨造一部木造2階建	13年	○	○	△
	第2部	ポンプ車	20年	鉄骨造一部木造2階建	24年	○	○	△
	第3部	ポンプ車	8年	鉄骨造一部木造2階建	8年	○	○	○
第10分団	第1部	ポンプ車	4年	鉄骨造一部木造2階建	6年	○	○	○
	第2部	積載車	1年	鉄骨造一部木造2階建	9年	○	○	△
	第3部	積載車	2年	鉄骨造一部木造2階建	15年	○	○	△
	第4部	積載車	23年	ブロック造	39年			△
第11分団	第1部	ポンプ車	8年	鉄骨造一部木造2階建	32年	△	○	
	第2部	ポンプ車	9年					
	第3部	積載車	21年	木造	29年	△	○	
	第4部第1班	積載車	18年	鉄骨造一部木造2階建	16年	○	○	△
	第4部第2班	積載車	22年	鉄骨造一部木造2階建	18年	○	○	△
第12分団	第1部	ポンプ車	20年	鉄骨造一部木造2階建	20年	○	○	△
	第2部	ポンプ車	1年	木造	23年	△	○	△
	第3部	積載車	20年	鉄骨造一部木造2階建	9年	○	○	○

分団	部班名	車両種別	経過年数	車庫形状	経過年数	待機所	駐車場	乾燥塔
分団	第4部第1班	積載車	21年	木造	45年	△		△
	第4部第2班	積載車	23年	木造	44年	△		△
第13分団	第1部	積載車	19年	鉄骨造一部木造2階建	18年	○		△
	第2部	ポンプ車	16年	鉄骨造一部木造2階建	17年	○	○	○
	第3部第1班	積載車	18年	鉄骨造一部木造2階建	19年	○	○	△
	第3部第2班	積載車	19年	鉄骨造一部木造2階建	21年	○	○	△
第14分団	第1部	ポンプ車	17年	鉄骨造一部木造2階建	7年	○	○	○
	第2部	ポンプ車	9年	鉄骨造一部木造2階建	18年	○	○	△
	第3部	ポンプ車	12年	鉄骨造一部木造2階建	16年	○	○	△

※ 車両種別欄は、「活動車」はワンボックス型災害活動車、「ポンプ車」は消防ポンプ車、「積載車」は小型動力ポンプ積載車、「搬送車」は小型動力ポンプ搬送車を言います。

待機所欄の「○」はコミュニティ消防センター、「△」は待機所付き車庫、空欄は待機所の無い車庫とし、駐車場欄の「○」は周辺の公共施設等の利用を含めて、自家用車5台以上が駐車できる車庫、乾燥塔欄の「○」はポール式ホース乾燥塔、「△」は火の見櫓とします。



鉄骨造一部木造2階建



ブロック造



木造



消防ポンプ車



小型動力ポンプ積載車



小型動力ポンプ搬送車

第4節 消防団組織の課題

1 社会環境の変化

現在の消防団組織は、本部と旧村単位を基本とする14分団55部で構成されていますが、管轄区域の人口や世帯数、地理、交通等の社会条件の変化、産業・就業構造の変化等があり、必ずしも適正な規模や配置となっていない状況です。

特に、山間部で過疎化・高齢化が進んでいる地域、新興住宅等の土地開発が進み人口が流入している地域の二極化が顕著となっています。また、消防団員の確保が厳しく、災害時に出動できない消防車両や維持管理が困難な施設が存在し、統廃合を希望する部（又は班）があります。

2 消防団員の確保

少子高齢化の進展や山間部地域を中心とした若者の流出、地域活動に対する意識の希薄化等により、消防団員の確保は困難な状況にあり、地域の消防防災力の低下が危惧されています。

また、被雇用者（サラリーマン）団員の増加や勤務形態の多様化により、災害時の出動に対応できない団員が増えており、消防団員の活動しやすい環境整備が課題となっています。

3 消防団施設の老朽化

消防団車庫や消防車両等の消防団施設では、厳しい財政状況を背景とする更新遅延に伴って、その使用年数の長期化が顕著となっています。

消防団車庫には、会議室（待機所）や車両・ホース洗場、ポール式ホース乾燥塔、駐車場等が確保されていない場合があります。また、消防車両の老朽化に伴う消防防災力の低下や維持管理における消防団員の負担増加などが危惧され、消防団員が活動しやすい施設整備が課題となっています。



火の見櫓



ポール式ホース乾燥塔

第3章 消防団の組織再編

第1節 基本的な方針

1 分団体制の維持

これまでと同様に、消防団本部と旧村単位を基本とする14分団体制を維持し、本部及び分団の下に活動隊の基本となる部（又は班）を置くものとします。

本計画では、部（又は班）のみを再編の対象とし、機能的で実効力の高い消防団組織の構築を進めます。

2 消防団員の配置

消防団員の総数は、「消防力の整備指針」で地域の実情の応じ業務を円滑に遂行するために必要な数とされており、引き続き、消防団員の確保に努めて、組織再編に伴う削減は最小限とします。

部（又は班）の消防団員数は、参集可能な消防団員数や長期間の活動における交代要員、大規模な災害時における住民の避難誘導に必要な要員等を考慮しながら、消防活動に必要な人員を配置します。

3 消防団施設の配備

部（又は班）には、消防活動に必要な消防車両と資機材、それを保管する消防団車庫等を配備しています。

消防団車庫や消防車両の経過年数の長期化が顕著となっており、維持管理に伴う消防団員の負担も増えていることから、消防団組織の再編とそれに合わせた施設の集約を図りながら計画的な整備を進めています。

4 消防防災力の維持

消防団組織の再編に伴い、部（又は班）を統廃合する場合には、その地域の消防防災力の維持に可能な限り努めることとし、必要に応じて、多機能型の消防車両の配備や初動体制の強化、弾力的な定数管理等を行います。

また、自治会や自主防災会、婦人防火クラブ等の関連団体との意思疎通を図り、災害対応の連携強化を進めます。

5 その他

消防団組織の再編は、地域の実情をよく把握し、管轄する分団や部（又は班）、隣接する分団の意見を尊重するとともに、地域コミュニティとの調整を図りながら、住民の合意形成を得るように努めていきます。

また、機能的で実効力の高い消防団活動を行うとともに、効率的な消防団運営を図るために、必要な事項を見直すものとします。

第2節 消防団の組織再編

1 消防団組織の再編

消防団充実強化ビジョンの策定以降、消防団分団や自治会協議会等で意見交換会等を開催し、分団単位での組織再編を検討してきました。

それらの検討結果を総括し、消防団組織の再編を次のとおり進めていきます。

区 分	部班数		摘 要
	現状	計画	
本 部	1	1	当面は現体制を維持する。
第1分団	4	3	第3部（万町）を廃止し、3個部体制に再編する。
第2分団	5	4	第3部（武子）と第4部（仁神堂町）を統合する。
第3分団	5	3	第1部（村井町）と第2部（上殿町）、第3部（縦山町）と第4部（塩山町）を統合する。
第4分団	6	5	第1部（上石川）と第2部（下石川）を統合する。
第5分団	4	3	第3部（下沢）と第4部（引田）を統合する。
第6分団	3	3	当面は現体制を維持する。
第7分団	4	3	第2部第2班（草久）を廃止し、3個部体制に再編する。
第8分団	4	3	第3部（板荷）と第4部（板荷）を統合する。
第9分団	3	3	当面は現体制を維持する。
第10分団	4	4	当面は現体制を維持する。
第11分団	5	3	第1部（口栗野）と第2部（口栗野）、第4部の第1班（入栗野）と第2班（入栗野）を統合する。
第12分団	5	4	第4部第1班（上粕尾）と第4部第2班（上粕尾）を統合する。
第13分団	4	3	第3部第1班（上永野）と第3部第2班（上永野）を統合する。
第14分団	3	3	当面は現体制を維持する。
合 計	60	48	

2 実施スケジュール

本計画の推進に当っては、上位計画である市総合計画実施計画で明らかにした上で、着実に実施するとともに、その評価や検証等を行いながら必要に応じて見直します。なお、概ねのスケジュールは、次のとおりです。

年 度	第1期						第2期
	28	29	30	31	32	33	34～37
第1分団			第3部				
第2分団			第3部・第4部				
第3分団		第1部・第2部					第3部・第4部
第4分団		第1部・第2部					
第5分団			第3部・第4部				
第7分団							第2部第2班
第8分団			第3部・第4部				
第11分団		第4部第1班・第2班					第1部・第2部
第12分団			第4部第1班・第2班				
第13分団	第3部第1班・第2班						

第3節 消防団員数

1 消防団員の確保

本市の消防団員の条例定数は835名となっていますが、社会情勢や住民意識の変化等に伴って、消防団員数は不足している状況です。

引き続き、消防団業務を円滑に遂行するために必要な消防団員数の確保に努めて、組織再編に伴う削減は最小限とします。

2 活動隊の編成

社会情勢の変化等に伴って消防団員の被雇用化（サラリーマン化）は顕著であり、勤務地や勤務体制等により災害発生時にすぐに参集できない場合があります。また、災害活動が長時間に渡る場合には、消防団員の安全を確保するために交代できる体制が必要となります。

これらを考慮し、活動隊の基本となる部（又は班）の消防団員数は、消防ポンプ自動車を有する部（又は班）は15名以上、小型動力ポンプ積載車及び搬送車を有する部（又は班）は12名以上を基本とします。

3 消防団員の定数

消防団員の定数管理は分団単位となっており、組織再編に合わせて必要に応じて分団の定数を見直すものとします。なお、組織再編に伴う定数の削減は最小限とし、消防団全体として定数の維持に努めていきます。

また、条例定数の範囲内において、分団の定数管理を弾力的に行うなど、消防団員を確保するために効果的な運用を図ります。

第4節 消防団施設の整備

1 消防団車庫

消防団車庫は老朽化が進んでいるとともに、駐車場や会議室（待機所）などが確保されていないなどの課題があることから、これらの状況を勘案しながら計画的な整備を進めていきます。特に、組織再編を円滑に進めるために、再編の対象となる部（又は班）は、駐車場や会議室（待機所）など市有施設を始めとする周辺の公共施設の最大限の利活用を図りながら、優先的に整備を進めていきます。

また、分団単位での効率的で効果的な消防団活動を推進するために、分団で1か所以上に、会議室（待機所）や車両・ホース洗場、ポール式ホース乾燥塔などを備えた拠点施設を整備し、分団機能の集約を図ります。

2 消防団車両

消防団の車両は、更新の遅延によって使用年数が長期化する傾向にあり、故障の増加や修理の長期間化など地域防災に支障が生じることが危惧されるため、計画的な更新と適正な管理を進めていきます。

なお、消防車両の種別については、管轄区域の特性、分団内や近接する分団等の配備状況、所属する団員の意見等を考慮して見直すものとし、組織再編に伴う消防防災力の維持に特に必要な場合は、多機能型の消防車両の導入を行います。

3 装備品の拡充

平成26年2月に「消防団の装備の基準」が改正され、消防団員の安全確保のための装備や双方向の情報伝達が可能な情報通信機器、救助活動用資機材等の配備が新たに位置づけられました。

新たな基準に基づいて、地域の実情や消防団員の要望等を踏まえながら、計画的な拡充を図っていきます。



携帯用無線機



救助活動用資機材

第5節 その他の対策

1 出動体制の見直し

火災が発生した際には、消防団員は予め定められた計画に基づいて出動しますが、初動対応は被害の軽減やその後の応急対策に大きな影響を及ぼすため重要です。

組織再編に伴って、管轄区域が拡大する部（又は班）があることから、初動体制（第1出動）や被害拡大が予想される場合の増援（第2出動）等を強化するとともに、風水害や雪害など大規模な自然災害等においては、近接する分団や方面隊などの協力連携できる体制を確立します。

2 方面隊体制の強化

これまでも中規模以上の災害での円滑な対応、教育訓練や事務連絡の効率化等を図るために、近接する複数の分団において便宜的な方面隊体制を構築してきました。

今後はさらに、分団相互の連携した活動が重要性を増すことから、方面隊体制を明確化し、その効果的な運用と強化を進めていきます。

3 本部機能の強化

消防団本部は、団長や副団長、本部分団長と女性部（愛称「さつき隊」）で構成されており、団長等は、消防団の事務を総括し、団員を指揮監督する役割等を担っております。

複数の分団において連携した円滑な消防団活動を行うために、本部の権限や責任等を明確にしなが、増員等を含めた機能の強化を進めてきます。

4 分団機能の強化

分団は、活動隊の基本となる部（又は班）とそれらを指揮監督する分団長や副分団長で構成されており、災害対応や教育訓練、地域団体との連携、各種事業などを主体的に実施しています。

分団における教育訓練の指導者を育成するとともに、消防車両等の運転や整備、警鐘の吹鳴等は全ての団員が従事できる体制を構築していきます。

また、団長等の各役員の任期は4年となっていますが、任期途中の交代が多い状況であることから、現状に合わせた任期の見直しを行います。

5 支援団員の強化

消防団員経験者による支援団員制度を平成14年度から導入し、基本団員（※）の指導育成や支援活動、平日昼間の災害に対する迅速な初期対応を目的に、各分団に定数10名で配置されています。

基本団員の確保が厳しく、消防防災力を維持するために特に有効的と認められる場合には、支援団員の増員を行います。また、支援団員の教育訓練の拡充や災害時の情報共有、連携体制の強化を進めていきます。

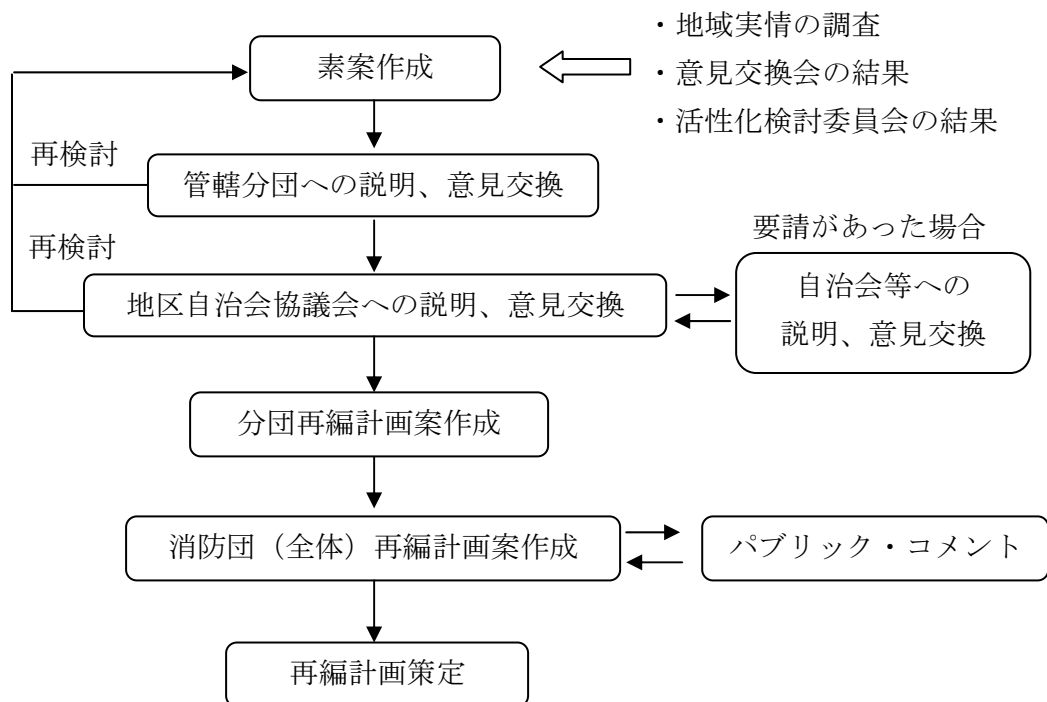
※ 基本団員とは、全ての災害や訓練等に参加する消防団員を言います。機能別消防団員は、特定の活動や役割のみに参加する団員を言い、本市では「支援団員」がこれに当たります。

参考資料

1 策定経過

平成25年9月に作成した素案に基づき、再編対象となる地区（分団）単位で意見交換会等をのべ38回開催し、自治会役員等143人、消防団員230人、市職員128名が参加しました。これらの意見交換会等を通じて、地区（分団）における意見の集約を図りながら、分団単位での再編計画案を作成しました。

平成27年9月からは消防団員と市職員での検討を進めながら、消防団全体の再編計画の策定作業を行いました。



2 パブリック・コメント

- (1) 募集期間 平成28年 2月19日（金）～平成28年 3月18日（金）
- (2) 閲覧場所 市ホームページ、市政情報コーナー、各コミュニティセンター、消防本部消防課
- (3) 実施結果 2名（3項目）



鹿沼市消防団組織再編計画

鹿沼市

平成28年3月策定

問い合わせ 鹿沼市消防本部消防課

〒322-0045 鹿沼市上殿町520-1

電話0289-63-1156